

# 福祉サービス利用料、補装具の負担軽減について

(2011年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		「障害児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助などの福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください」への回答
0	愛知県	<p>障がい児入所・通園利用料、居宅介護・行動援助(援護)などの福祉サービス利用料、補装具については障害者自立支援法等に基づき各市町村で実施しているところで、利用者負担については、自己負担を軽減するために軽減措置が講じられており、平成22年4月1日からは、障害福祉サービス及び補装具について、市町村民税非課税世帯の利用者負担が無料となっています。</p> <p>今後も国に対しては、引き続き実態を踏まえた検証を行った上で、障害者が安心して必要なサービスを利用することができる、簡素でわかりやすい恒久的な制度とするよう、要望してまいります。</p> <p>なお、施設利用者へは、国の一定の軽減措置が図られており、県としては、さらに助成制度を設けることは考えておりません。</p>
1	名古屋市	<p>児童福祉法に基づく障がい児入所・通園施設利用料につきましては、国において、平成21年4月から低所得(市町村民税非課税)の方は利用者負担を無料としており、本市においても、独自の減免制度により、世帯の所得に応じて利用料の減免を行っているところで、現在、国において、利用者負担の検討がされておりますが、本市においてもこうした動向に注視しながら、身近な地域で安心して療育を受けていただけるよう引き続き国に要望してまいります。法定サービスである障害福祉サービスや補装具の利用者負担については、全国一律の制度の中で十分な軽減が図られるべきものと考えております。障害福祉サービス、補装具については、平成22年度より市市民税非課税世帯の自己負担が無料となったところで、現在、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において、利用者負担の検討がなされておりますが、国の動向を注視しながら、必要とするサービスを安心してすべての方が利用することができるよう引き続き国に対して要望してまいります。</p>
2	豊橋市	<p>障害者自立支援法等において定められており、従来どおりの取り扱いとします。</p>
3	岡崎市	<p>所得に応じた負担軽減措置を講じています</p>
4	一宮市	<p>福祉サービス利用料は、障害者自立支援法施行令で定められている事項であり、一宮市として変更することはできません。また、補装具については、国の制度改正により、平成24年4月から自立支援給付事業及び地域生活支援事業に係る利用者負担額と補装具の負担額を合算した額のうち負担上限月額を超える部分が給付対象となります。なお、障害児入所・通園施設利用料については、現在は児童福祉法の規定により県が実施する事業であり、平成24年4月から市の実施事業となる予定ですが、具体的な方法などが国から提示されていません。</p>
5	瀬戸市	<p>地方自治体が福祉サービスの水準維持を行うにあたり、応益負担の原則は必要なものと判断しておりますので、独自に軽減策は考えておりません。</p>
6	半田市	<p>障害者自立支援法に基づき実施されている各事業については、応能負担により低所得者及び非課税世帯に対しては、利用者負担なく事業を行っており、一定の所得がある方に対しても上限月額を定めることで負担軽減に努めております。</p>
7	春日井市	<p>障がい福祉サービスの利用者負担については、現在、障がい者本人の収入で認定することとなっており、本市では国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援サービスを合算して適用することにより、負担の軽減を図っています。国においては、平成22年12月に自立支援法を一部改正し、利用者負担について応能負担を原則にすることとなりました。また、補装具費についても障がい福祉サービス費と合算し、負担上限額を超えた部分を高額障がい福祉サービス費として支給することとなりました。ただし詳細は未定のため、今後の動向を見守ってまいります。</p>
8	豊川市	<p>障害者自立支援法により、施設利用者について、食費等の減免措置が講じられており、住民税非課税世帯の利用料は無料となっております。</p>

市町村名		「障害児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助などの福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください」への回答
9	津島市	国の基準に従い、平成22年4月より住民税非課税世帯の利用料無料化を実施しております。なお、課税世帯に対する市独自の減免化は、市の財政状況から難しいと考えます。
10	碧南市	ご意見としてお聞きします。
11	刈谷市	障害者自立支援法の改正により、平成24年4月1日から同法に基づくサービスの利用者負担については、応益負担から応能負担への見直しが行われます。従いまして、障害のある人に対するサービスについて、自己負担の撤廃ではなく、低所得の人など支援が必要な人に対する負担軽減により対応すべきと考えます。
12	豊田市	※文書回答なし
13	安城市	引き続き、国の制度に基づき、適用していく予定です。
14	西尾市	障害児に限らず、自立支援法では高額障害福祉サービス費の制度があり、特に障害児については、障害者自立支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算がそれぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費が支給される制度があります。また、平成24年度からは補装具費と障害福祉サービス費との合算が行われる予定です。当面はこの制度で対応したいと考えております。
15	蒲郡市	現行の制度でご理解ください。
16	犬山市	低所得者については、障害福祉サービスに係る利用者負担を無料にするなど、本人負担が重くならないよう度重なる国の軽減措置は講じられており、市独自に利用料や実費負担を軽減することは困難と考えます。
17	常滑市	国の制度に準じて行います。
18	江南市	法に基づき、対応していきます。
19	小牧市	補装具及び日常生活用具の費用について、制度上は利用者負担額は一割(10%)ですが、小牧市では、利用者負担額の軽減措置として、半額(5%)を市単独で補助しています。児童デイサービスについても、児童の療育の充実を図るため、利用者負担額の軽減措置として利用者負担額を市単独で補助しています。
20	稲沢市	国の制度に則って実施しており、現在のところ生保・非課税世帯の利用料無料は考えておりません。
21	新城市	現在は考えておりません。
22	東海市	現時点で、利用看負担の市単独での軽減の予定はありません
23	大府市	障がい児施設入所者(利用者)に対する負担軽減を行っています。障がい福祉サービスや補装具の利用者負担は、国が示す基準に沿っています。制度改正の動向を注視していきます。
24	知多市	国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。
25	知立市	現段階では考えていません。国の制度により、負担が過大にならないよう所得に応じた1か月当たりの負担限度額を設定しています。H22. 4より住民税非課税世帯は無料です。また、H24. 4. 1から高額障害福祉サービス費について補装具費を合算することで、利用者負担を軽減します。
26	尾張旭市	居宅介護・行動援護・補装具など障害福祉サービスの利用料については国の基準により算定しており、住民税非課税世帯は無料となっております。
27	高浜市	国では「障害者自立支援法」を廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法(仮称)の制定に向け、障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、様々な関係者の御意見などを聞きながら検討進められていることから、その動向を注視してまいりたいと考えています。自立支援医療については、高浜市障害者医療制度により、自己負担を全額助成しています。
28	岩倉市	低所得者に対しては、減免をしており、市独自の減免の拡大については考えておりません。
29	豊明市	障がい児施設に通所する学童期前の障がい児については、負担金の軽減をしておりますが、それ以外の福祉サービスの利用については国の基準どおりです。

市町村名		「障害児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助などの福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください」への回答
30	日進市	法令に基づく利用料の負担をお願いしていきます。
31	田原市	自立支援医療受給者の方で、重度の身体、知的障害のある方については、それぞれの市の障害者医療が適用され、重度の身体・知的障害の方は、全額無料、精神障害のある方については、通院に関して無料となっております。その他の項目については、障害者総合福祉法(仮称)策定のための障害者制度改革推進会議等の動向に注視し、市で対応できるものがあれば検討していきます。
32	愛西市	市町村民税非課税世帯についてはすでに無料となっております。一般世帯については考えていません。
33	清須市	国の制度に準じており、現在のところ考えていません。
34	北名古屋市	国の施策どおり行います。また、本市では、補装具の利用料負担について、児童は5%に軽減しています。
35	弥富市	障害者自立支援法に基づき実施しています。
36	みよし市	※文書回答なし
37	あま市	独自の減免制度は考えておりません。
38	東郷町	国の指針、施策に準じて実施していきます。
39	長久手町	現行どおりとします。
40	豊山町	障害者自立支援法に基づき実施します。
41	大口町	自立支援法の改正により利用者負担の軽減が行われるため、町独自での実施について、現在のところ考えていません。
42	扶桑町	国の基準に従い実施します。
43	大治町	※文書回答なし
44	蟹江町	現行どおりとします。
45	飛島村	現行どおり
46	阿久比町	国基準で負担をお願いします。
47	東浦町	障がい児の入所、通所サービスについては、県が決定しております。居宅介護、行動援護及び補装具については、現在のところ、本町独自の無料化は予定しておりません。
48	南知多町	国の制度に準じて実施しています。独自の制度は予定しておりません。
49	美浜町	障がい者福祉サービスの利用負担は法で定められており、無料は考えていない
50	武豊町	現行制度で実施します。障害児通園施設を利用している保護者負担金の軽減のため、助成しています。
51	幸田町	制度改善については、機会あるごとに働きかけていきます。町独自の対策については、近隣の状況などを考慮しつつ改善していきます。
52	設楽町	財政上の事情により、町独自の対応は困難であると考えます。
53	東栄町	自立支援法に基づいて実施しています。独自の施策は財政上の事情で困難と思われれます。
54	豊根村	村独自の施策として、重度障害手当(1,500円~2,000円/月)の支給、精神障害者医療費助成(通院:全額、入院:半額)、村営バスの無料化を行っています。